

浜長保険センター安全だより

令和2年5月13日

浜長保険センター 第42号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

5月

五月晴れの空に鯉のぼりが悠々舞い踊るこのころ、皆様にはますますご壮健のことと存じます。新型コロナウイルス禍にあって、大型連休も外出まならず、体調管理をしながらしばらく自粛をしなければなりません、早く終息に向かうことを祈るばかりであります。



今回は、交通ルールに基づいて、身近な駐停車に関して説明しましたが、今回も引き続き、質疑応答形式によって、話を展開します。交通ルールは運転免許を所持している人だけでなく、道路を利用する全ての人に適用されます。ヨチヨチ歩きの幼児から高齢者まで、交通ルールを理解して危険を予測するなど安全を確保しましょう。ご安全に！

問 停車及び駐車を禁止する場所に「横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分」(道交法第44条1項第3号)と示されている。前後の側端からそれぞれ前後にというのは、どの範囲を示すのか？

答 次のとおり、図Bに示した赤枠の範囲になります。



5 mの範囲は手前だけではなく、道路の左右も含まれます。

問 指定駐車禁止場所でない道路に駐車する場合、車両の右側に3.5メートルの余地がない場所(無余地場所という)では駐車が禁止されているが、駐車できる特例はあるのか？

答 無余地駐車禁止場所であっても、例外として次の場合は駐車が認められています。

ア 貨物の積卸しを行う場合、運転者がその車両から離れないとき、又運転者が車両を離れたが直ちに運転できる状態にあるとき。

イ 傷病者の救護のためやむを得ないとき。



問 歩道に停車した場合と駐車した場合、交通ルール上、異なる点があるのか？

答 先月(4月)の安全だよりで、歩道に**停車**した場合、**停車方法違反**と説明していますが、**停車**すればその理由を問わず一律に**停車方法違反**に該当するとは限りませんので、少し掘り下げて説明します。

歩道**駐車**は、一律に**駐車方法違反**に問われますが、歩道**停車**は、停車理由によって、**停車方法違反**に該当しない場合があります。

問 何故、そのように異なるのか、歩行者の通行に支障を及ぼすのは、同じではないのか。駐車の場合と停車の場合と異なる理由は何か？

答 定められている交通ルールにより説明します。まず、駐車する場合は、「車道の左側端に沿って駐車しなければならない」と定められています。歩道は車道ではなく、車道の左側端に沿わないため、**駐車方法違反**になります。これに対して、**停車**の場合は、「**人の乗降又は貨物の積卸しのときは**、車道の左側端に沿って」とその理由が規定されています。したがって、示された以外の理由で歩道に**停車**した場合、**停車方法違反**に該当しないことになります。この場合、歩道通行違反が問われることになります。



問 自宅の車庫前に自分の自動車を駐車した場合、違反となるのか？

答 車庫前の駐車禁止は、車庫に出入りする自動車の通行が侵害されないよう定めた趣旨であり、直ちに取締りされることはないと思われませんが、例外規定はないので法的には、**駐車違反**に該当します。

